

施工パッケージ型積算方式Q&A(その2)

2012年8月版

国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室

国土交通省 国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター 建設システム課

<標準単価について>

問1 「東京17区」とは具体的にどこを指しているのですか？

答1 「東京17区」については資材によって対象の区が異なるため、詳しくは物価資料等の注記にてご確認ください。また、パッケージによっては「東京23区」「東京都」「関東」といった「東京17区」を内包する地区を適用している場合もあります。

問2 機労材構成比率を足すと99.99%や100.01%になるものがありますが、100.00%にならなくて良いのですか？

答2 公表している機労材構成比率は、小数点以下2桁（3桁目四捨五入）で端数処理されているため、機労材構成比率を足した場合0.01%のずれが生じてしまうことがあります。このずれが積算単価補正に与える影響を小さくするため、補正式の「 $(100-K-R-Z-S)/100$ 」の項で100.00%に修正しています。

問3 機械の構成比率について、K1～K3の合計とKで数%以上差が生じているものがありますが、何故差があるのですか？

答3 K1～K3は当該パッケージの標準単価に含まれる機械経費のうち、主なものの規格を示しています。K1～K3で示されなかった機械であっても、標準単価には施工に必要な全ての費用が含まれており、これらの構成比率がK1～K3の合計とKの差となります。この差分が積算単価補正に与える影響を小さくするため、補正式の「 $K/(K1+K2+K3)$ 」の項で近似的な補正をしています。労務(R)、材料(Z)についても機械と同様に構成比率が整合しないものがありますが適切に補正されます。

問4 「函渠」の標準単価表の労務の代表規格をみると、所々「とび工」と「土木一般世話役」が入れ替わっており、積算基準書の「代表機労材規格」の並び順と一致していない箇所がありますが、間違いではありませんか？

答4 標準単価表の規格は、基本的に構成比率が多い順に記載されています。したがって、条件区分が多い場合には内容により規格の記載順番が入れ替わっている場合があります。「函渠」以外にも機労材規格の記載順番が入れ替わっているものがあります。

<積算単価について>

問5 積算単価の有効数字は何桁ですか？

答5 積算単価は「有効数字4桁、5桁目以降切り上げ」です。施工パッケージ単価は機械経費・労務費・材料費を一つにまとめた単価であることから、積上積算の単価表の合計金額に相当するものとして扱っています。

問6 標準単価から積算単価への補正に使用する機械損料は、建設機械等損料表の「運転1時間当たり換算値(13欄)」と「供用1日当たり換算値(15欄)」のどちらを使用しますか？

答6 補正に使用する機械損料は、東京地区単価、積算地区単価ともに「供用1日当たり換算値(15欄)」で統一しています。

問7 標準単価から積算単価への補正の途中で端数処理をすることはありますか？

答7 計算途中での端数処理はありません。

<積算体系および積算条件について>

問8 施工パッケージと積上歩掛の別は明示されますか？

答8 数量総括表においては、施工パッケージと積上歩掛の別は明示されません。施工パッケージと積上歩掛の別は積算基準書にて確認願います。

問9 施工パッケージでは、原則として積算条件に施工機械が表示されませんが、重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用等は見てもらえないのですか？

答9 積算基準書の代表機械規格をもとに、重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用等の必要の有無を判断し、必要な場合は従来どおりに共通仮設費に積上計上します。